



①登園許可書が必要な感染症（完治後の受診で医師が記入）

病名	症状	登園停止（基準）	登園許可書	登園届
百日咳	咳・粘り易い痰	抗生剤服用後7日たち咳が2時間に1回程度になるまで休む	必要	×
麻疹（はしか）	くしゃみ・発熱・コプリック斑	発熱が解熱した後3日を経過するまで休む	必要	×
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳たぶの下と前後の腫れ・発熱	耳下腺のはれが消失するまで休む	必要	×
風疹（三日ばしか）	発熱・発疹	紅斑性の発疹が消失するまで休む	必要	×
水痘（みずぼうそう・ムンプス）	粟粒大の水ぼうの発疹・発熱	すべての発疹がかさぶたになるまで休む	必要	×
带状疱疹	水ぼうが肋間神経にそって出る	すべての発疹がかさぶたになるまで休む	必要	×
咽頭結膜熱（7-ル熱・7Eノウイルス）	発熱・咽頭炎・結膜炎	主な症状が消失して、2日を経過するまで休む	必要	×
急性出血性結膜炎	軽熱・結膜の炎症・目やに	結膜症状が消失するまで休む	必要	×
流行性角結膜炎（はやり目）	充血・目やに等	感染が強い場合結膜炎の症状が消失するまで休む	必要	×
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・嘔吐	抗生剤内服治療開始後24時間を経て熱がなく全身状態がよくなるまで休む	必要	×
マイコプラズマ肺炎	乾性の咳・発熱	発熱・激しい咳が収まっていること 目安⇒咳が1時間1回程度になっていること	必要	×
流行性嘔吐下痢症	発熱・嘔吐・下痢	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普通の食事が摂れるまで	必要	×
ヘルパンギーナ	高熱・咽頭痛・水ぼうしん（口中）	発熱や口腔内の水ぼう・潰瘍がなく普通の食事が摂れるまで	必要	×
結核	発熱・咳・呼吸障害	医師により、伝染の恐れがないと認められるまで休む	必要	×

②登園届が必要な感染症（受診後症状を保護者が記入）

病名	症状	登園のめやす	登園許可書	登園届
インフルエンザ（新型コロナウイルス感染症）	発熱・頭痛・咽頭痛・鼻水・咳と痰・悪寒・関節痛・倦怠感・下痢	発症日（または陽性確認日）の翌日から5日を経過し、かつ解熱後（症状緩和後）3日を経過するまで休む	×	必要
手足口病	手足や、口腔内に水ぼう	口腔内の水ぼうがなく食事がとれる	×	必要
リンゴ病	軽い風邪症状 頬が赤くなり手足に紅斑が出る	全身状態が良いこと	×	必要
突発性発疹	38℃以上の高熱 体中に鮮紅色の発疹	解熱後1日以上経過し機嫌がよく全身状態がよいこと	×	必要
ヘルペス口内炎	口内炎症	症状が改善し元気であれば登園可能	×	必要
とびひ	豆つぶ大の水ぼう・かゆみを伴う	乾燥しているか、ジクジクしている部位が被覆できる程度のものであること 首から上は登園できません	×	必要
RSウイルス	発熱・咳・ゼイゼイ・ヒューヒュー	呼吸症状が消失し全身状態が良いこと	×	必要
水いぼ	粟粒大のいぼが胸・腹・脇の下に出て広がる	登園可能です （皮膚接触でうつる為、保育園のプールでは、基本的には入れません。）	×	必要
ヒトメタニューモウイルス	咳・熱・鼻水・ゼイゼイ（ヒューヒュー）という呼吸	ゼイゼイする症状が消失し全身状態が良いこと	×	必要